

駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく対策

資料1-2

在日米軍の撤退・縮小等
(厚木飛行場から岩国飛行場
への空母艦載機の移駐、在沖
海兵隊のグアム移転、嘉手納
飛行場以南の施設の返還等)

駐留軍関係離職者の
発生

防衛省の支援

- ・ 離職前職業訓練
(第10条第3項)
- ・ 特別給付金の支給
(第15条)

<駐留軍関係離職者に対する支援>

第10条の2

駐留軍関係離職者の認定

認定された駐留軍関係離職者
に対し、駐留軍関係離職者就
職指導票を交付

第10条

公共職業訓練等の
実 施

第10条の2、第10条の4

公共職業安定所による
就職指導、職業紹介の実施

第10条の3

職業転換給付金の支給

求職者に対して支給

- 就職促進手当
(求職活動の促進とその生活の安定を図るための給付金)
- 訓練手当
(訓練受講期間に支給される給付金)
- 求職活動支援費
(広範囲の地域にわたる求職活動等に要する費用に充てるための給付金)
- 移転費
(就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金)
- 就業支度金
(公共職業安定所の紹介による就職の促進又は事業開始に要する費用に充てるための給付金)

<事業主に対する支援>

事業主に対して支給

- 職場適応訓練費
(作業環境への適応を促進するための給付金)
- 特定求職者雇用開発助成金
(就職困難者の雇い入れを促進するための給付金)

開業

再就職